

# 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃協議分科会について

今般の道路運送法（以下「運送法」という。）改正により、一般乗用旅客自動車運送事業に係る協議運賃制度が創設されました。また、一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃について、協議方法等の取扱いが変更となりました。

これに伴い、運賃・料金に係る協議を行うため、当該公共交通会議の下部組織として「運賃協議分科会」を置くことができるといった趣旨で「古賀市地域公共交通会議設置要綱」を改正いたしました。

## 改正前 地域公共交通会議等にて協議

### 構成員<運送法施行規則第9条の3>

- ①市町村長又は都道府県知事
- ②一般乗合旅客自動車運送事業者
- ③バス協会、タクシー協会等
- ④住民又は旅客
- ⑤地方運輸局長
- ⑥労働組合
- ⑦道路管理者、都道府県警察、学識経験者 等

※運賃以外の項目は、  
引き続き地域公共交通会議等で協議

## 改正後 公聴会等の開催(第9条第5項※1) +新協議会(以下、運賃協議会※2)にて協議(第9条第4項)

### 構成員<運送法第9条第4項>

- ①市町村又は都道府県
- ②一般旅客自動車運送事業者(乗合又は乗用)
- ③地方運輸局長
- ④市町村の長又は都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

#### ※1 運送法第9条第5項に定める措置

→市町村又は都道府県は、協議運賃の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

#### □実施方法(一例)

・公聴会の開催 ・パブリックコメントの募集 ・地域住民に対するアンケート調査、関係する事業者等へのヒアリング 等

### 【運賃協議分科会】

#### ■協議事項

・地域における需要に応じ当該地域住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議

### 運賃協議分科会の委員となるもの

古賀市長又はその指名する者

当該運賃等を定めようとする一般乗用・乗合旅客自動車運送事業者

九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者

古賀市内に住所を有する者